

世界自然遺産や国立公園について耳にする機会も多いかと思いますが、国有林の「保護林」はご存じでしょうか。保護林とは、国有林において特に厳格に保護・管理を行っている森林で、実は知床や屋久島など、日本の世界自然遺産のほとんどは保護林です「写真1」。保護林制度は100年前の大正4（1915）年、日本で初めての自然保護制度として創設されました。ここでは、保護林制度の100年の歴史を振り返りつつ、これからの保護林の保護・管理の方針についてご紹介します。



# 国有林の保護林

～制度創設から 100 年を迎えて～

## 保護林制度の歴史

保護林制度は大正4年の農商務省山林局長通牒「保護林設定二関スル件」をもって発足しました。保安林等の法令により制限がかけられている森林に加えて、学術の参考、風致の維持、高山植物保存等に資する森林を、国有林の経営主体である政府自らが保護していくこととしたもので、当時としては画期的な制度でした。

発足初年の大正4年には、学術参考保護林として鹿児島県の霧島山や高知県の白髪山「写真2」、風致維持保護林として京都府の嵐山「写真3・4」など合計5箇所が設定されました。翌年には長野県の上高地「写真5」も学術参考保護林に指定されるなど、大正から昭和初期にかけて設定された保護林の多くは、後に創設された自然公園や天然記念物にも指定されており、国有林が日本の自然保護制度の基礎を築いたと言えます。

その後、自然保護の気運の高まりと



2 大正4年に保護林に指定された高知県の白髪山

ともに保護林の面積は拡大し、昭和48（1973）年の国有林の公益的機能の維持増進に向けた政策転換もあり、昭和50（1975）年には14万haとなりました。

平成元（1989）年には、保護林内に核心地域と緩衝地域を設定して保護・管理するゾーニングの考え方を取り入れるなどの制度改正を行いました。このとき新設された保護林区分の一つである「森林生態系保護地域」は、世界自然遺産などの価値を将来に渡り守る



5 大正5年に保護林に指定された長野県の上高地



4 嵐山保護林の図面（写真は昭和14年調製のもの）

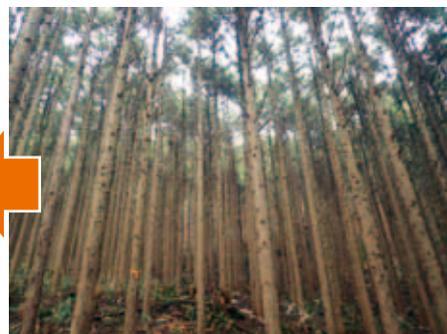


3 大正4年に保護林に指定された京都府の嵐山（現在は「レクリエーションの森」として管理）

## 新たな保護林制度がスタート

現代に至るまで原生的な天然林や貴重な野生生物の保護等に重要な役割を担ってきた保護林制度ですが、近年の森林の生物多様性に対する国民の認識の高まりや、学術的な知見が蓄積されてきたことを踏まえ、保護林の設定状況や保護・管理状況における課題等の点検・整理を行うために「保護林制度等に関する有識者会議」を平成26（2014）年6月から平成27（2015）年2月にかけて開催しました。同会議で取りまとめられた報告を基に、平成27（2015）年9月に保護林制度の改正を行い、新たなスタートを切りました。

この改正では、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果



※「復元」：目標林型を明確化し、長期にわたる取組を通じて保護林を管理。写真は、長野県木曾地方のヒノキ人工林を温帯性針葉樹林へ復元するイメージ

的な保護林区分を導入し、これまで7種類であった保護林を「森林生態系保護地域」、「生物群集保護林」、「希少個体群保護林」の3種類に再編しました〔図1〕。また、自立的復元力を失った森林を、潜在的な自然植生を基本とした生物群集へ誘導する「復元」の考え方の導入、専門的な知見を活用した簡素で効率的な管理体制の構築等も行いました。

林野庁では、新たな制度の下、引き続き国有林における生物多様性保全に取り組みとともに、今後、保護林に対して行うモニタリング調査のあり方の見直し、国際的なデータベースへの保護林の登録等に取り組みことで、広く皆様に知っていただくとともに、さらなる国際的な評価も得られるよう、保護林の適切な保護・管理を推進していきます。

既存の保護林を今後数年間かけて新たな保護林区分に再編

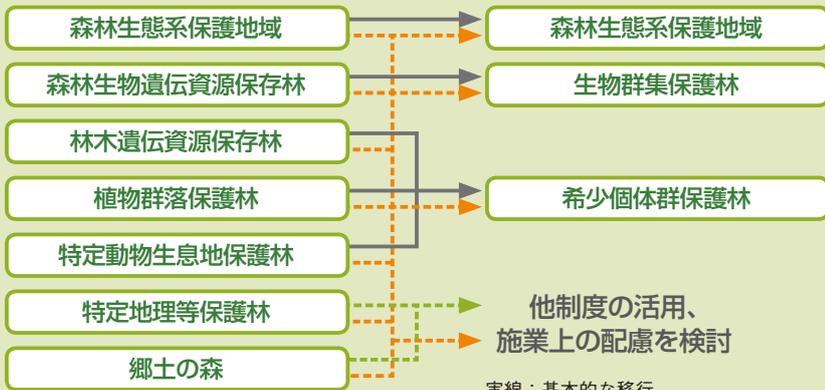


図1 保護林の再編